

**農用地利用集積計画利用権設定申出書の提出要領**  
(利用権設定等促進事業 相貸、解除条件付)

1 期間及び期日	<p>(1) 設定開始日は毎月1日です。</p> <p>(2) 利用権設定期間は1年以上10年以内です。ただし期間満了日は常に12月31日とします。</p> <p>(3) 申出書の提出期日は設定開始日の2月前の月末とします。</p>
2 申出書の提出先・提出方法について	<p>・提出先：市役所 産業部 農林振興室 農政企画課（西庁舎7階）</p> <p>・提出方法：窓口にご持参ください。</p>
3 申出地について	対象となる農地は、「市街化調整区域」及び「都市計画区域外」です。
4 借り手について (利用権の設定を受ける者)	<p>(1) 借り手は、以下のいずれかの方です。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 農家要件を満たす方（年間農業従事日数60日以上、経営面積1,000㎡以上を3年間耕作している）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 農地所有適格法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 農ライフ創生センターの担い手コース修了生</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 認定農業者、認定新規就農者</p> <p>(2) 農家要件を農地基本台帳で確認できない場合は、<u>台帳の訂正が必要</u>になります。</p> <p>(3) 市外在住者で豊田市に農家要件がない場合は、在住市町村で農家基本台帳を取得して添付してください。</p> <p>(4) (1) 以外の場合は、解除条件付での貸借となります。 解除条件付きでの貸借の場合は、<b>申出書の裏面「3 確認事項」に記入が必要</b>です。</p> <p>(5) 住所は現住所を記載してください。</p>
5 貸し手について (利用権の設定をする者)	<p>(1) 貸し手は、登記上の所有者となります。</p> <p>(2) 住所は現住所を記載してください。</p> <p>(3) 農地が共有名義の場合は、持分割合を合計して2分の1を超える名義人の同意が必要です。</p> <p>(4) 農地が相続登記未了の場合は、貸し手の氏名に「被相続人名（死亡した登記名義人）」を明記してください。持分割合を合計して2分の1を超える相続人の同意が必要です。</p>

※申出された利用権は、農業委員会の決定の後、公告されることで権利が設定されます。

※申出書の内容に誤りがないように十分確認をしてください。誤った内容によって申出された利用権については、取り消しになる場合があります。